

別表二十一(一)の記載の仕方

- 1 この申告書は、清算中の法人が法第102条（清算中の所得に係る予納申告）の規定により清算事業年度の予納申告をする場合に記載します。
- 2 この申告書とこれに添付する明細書は、1通（調査課所管法人にあっては、2通）作成して提出してください。
 なお、この表だけは、御面倒でも更にもう1通作成して提出してください。
- 3 「旧納税地及び旧法人名等」欄には、当期中に納税地又は法人名の変更があった場合に変更前の納税地又は法人名を、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。
- 4 「税務署処理欄」の各欄は、記載しないでください。
- 5 「事業年度分の申告書」の空欄には、法第102条第1項の規定による申告をする場合は「清算事業年度予納」、修正申告である場合は「修正清算事業年度予納」と記載します。なお、期限後申告である場合には、期限後申告書である旨を併せて記載します。
- 6 措置法第62第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によります。
 - (1) 当該使途秘匿金の支出の額の40%相当額を「法人税額計(2)+(4)5」の上段に外書として、記載します。
 - (2) 「差引所得に対する法人税額(5)-(7)8」の記載に当たっては、上記(1)で外書きした金額を「(5)」に含めて計算します。
- 7 「当期中の残余財産の一部分配額のうち清算所得に相当する部分6」には、当期中に残余財産の一部について分配を行った場合において、その分配した金額が解散当時の資本等の金額及び利益積立金額の合計額を超えるときは、その超える部分の金額を記載します。
- 8 「7」、「19」、「20」、「22」、「23」及び「24」の各欄は、清算中の法人の解散をした日等の区分に応じそれぞれ次表に掲げる率又は金額をその空欄に記載したところにより計算した金額を記載します。
 なお、「19」については、その法人の当期末の資本金額等が1億円以下の場合に記載しますが、この場合、「 $\frac{1}{12}$ 」の分子の空欄には当期の月数（1月未満の端数は、切り上げます。）を記載します。
 また、昭和62年3月31日以前に解散をした法人の場合には、所轄の税務署に御照会の上記載してください。

区 分	事業年度	普通法人				協 同 組 合 等	
		申告書の該当欄					
		7	19	20	22	23	7
昭62.4.1から 平元. 3.31 までの間に 解散した法人	昭62.4.1以後 終了事業 年度	%	万円	%	%	%	%
平元.4.1から 平10.3.31 までの間に 解散した法人	平元.4.1以後 開始事業 年度	42	800	30	42	27	
平10.4.1以後 に解散した 法人	平2.4.1以後 開始事業 年度	40		29	40		
	平10.4.1以後 開始事業 年度	37.5		28	37.5		
平10.4.1以後 に解散した 法人	平11.4.1以後 開始事業 年度	34.5	25	34.5	25		
	平10.4.1以後 開始事業 年度	30	22	30	22		

- 9 「この申告が修正申告である場合」の各欄には、この申告が修正申告である場合に次により記載します。
 - (1) 「所得金額又は欠損金額11」には、この申告前の申告書の「1」の金額又はこの申告直前の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「所得金額又は欠損金額」の金額を記載します。
 - (2) 「課税土地譲渡利益金額12」には、この申告前の申告書の「3」の金額又はこの申告直前の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「課税土地譲渡利益金額」の金額を記載します。
- 10 「税理士法第30条の書面提出有」及び「税理士法第33条の2の書面提出有」の各欄には、申告書に税理士法第30条又は第33条の2に規定している書面を添付する場合、該当する欄に○を記載してください。